

平成30年度 介護福祉士実習指導者講習会開催要綱

1. 主 催 公益社団法人日本介護福祉士会／一般社団法人山梨県介護福祉士会
2. 日 時 1日目 6月30日(土) 9:15～17:00
2日目 7月7日(土) 9:15～17:00
3日目 7月22日(日) 9:15～17:00
4日目 8月12日(日) 9:15～16:00
3. 会 場 山梨県立青少年センター 第1研修室
〒甲府市川田町517番地 TEL055-237-5311
(7/7のみリバース和戸 第2研修室)
4. 研修内容 裏面プログラムのとおり
5. 参加対象 原則として、介護福祉士資格取得後3年以上の実務経験を有する者
介護福祉士基本研修または介護福祉士初任者研修を修了した者
6. 定 員 35名 *10名以下の場合、未開講。
7. 申込方法 別紙申込書及び実務証明書に記入の上、山梨県介護福祉士会事務局へ郵送でお申込みください。
8. 申込期日 6月1日(金)必着
*定員を超えた場合につきましては、実習を受け入れている事業所を優先させていただきます。
*定員に満たない場合につきましては、随時受入れ可能ですのでお問い合わせください。
9. 決定通知 6月22日(金)までにお送りする予定です。
10. 参加費用 介護福祉士会会員 20,000円(登録料・テキスト代を含む)
非会員 31,000円(登録料・テキスト代を含む)
*お支払い方法は、決定通知とともに後日お知らせいたします。
*お振込みいただいた参加費の返金は出来ませんのでご了承ください。
11. その他 *修了者には、厚生労働大臣の定める研修を修了したことを認める修了証書を発行し、同時に実習指導者講習会修了者として登録されることとなります。
*介護福祉士会会員は、最終日に生涯研修手帳をご持参ください。
12. 問い合わせ先 一般社団法人山梨県介護福祉士会事務局
〒400-0306 南アルプス市小笠原1368-10 事務所2階
TEL055-282-7433 FAX055-267-6955

【プログラム】

1日目 6月30日(土) 山梨県青少年センター 第1研修室

時 間		科 目	講 師
9:30~ 9:45	30分	受付・オリエンテーション	
9:45~11:45	120分	介護の基本	山梨県介護福祉士会
11:45~12:30	45分	昼食	
12:30~17:00	270分	実習指導の理論と実際	介護福祉士養成校教員

2日目 7月 7日(土) リバース和戸 第2研修室

時 間		科 目	講 師
9:15~12:15	150分	介護過程の理論と指導方法	介護福祉士養成校教員
12:15~13:00	45分	昼食	
13:00~17:00	240分	介護過程の理論と指導方法	

3日目 7月 22日(日) 山梨県青少年センター 第1研修室

時 間		科 目	講 師
9:15~12:15	180分	スーパービジョンの意義と活用 及び学生理解	日本介護福祉士会 実習指導者養成講師
12:15~13:00	45分	昼食	
13:00~17:00	240分	スーパービジョンの意義と活用 及び学生理解	

4日目 8月12日(日) 山梨県青少年センター 第1研修室

時 間		科 目	講 師
9:15~12:15	180分	実習指導の方法と展開	日本介護福祉士会 実習指導者養成講師
12:15~13:00	45分	昼食	
13:00~15:00	120分	実習指導における課題への対応	
15:00~16:00	60分	実習指導者に対する期待	
16:00~		修了式	事務局

平成30年度 介護福祉士実習指導者講習会申込書

ふりがな 名前	男 女	介護福祉士会 会員番号	190
自宅住所	〒		
電話番号		実務経験年数	年 月
生年月日 (和暦で記入)	昭和・平成	年 月 日	(歳)
決定通知書 送付先	〒 自宅 ・ 事業所 ←どちらかに○		
備考			

*決定通知書の送付先が事業所の場合、必ず事業所名をご記入ください。

「申込書」及び「実務経験証明書」を下記まで郵送してください。

《問合せ先》 〒400-0306 山梨県南アルプス市小笠原1368-10 事務所2階 一般社団法人山梨県介護福祉士会事務局 TEL055-282-7433 FAX055-267-6955
--

実務経験証明書

平成 年 月 日

一般社団法人山梨県介護福祉士会会長 甘利俊明 殿

施設又は事業所の 所在地及び電話番号	〒 Tel() -
施設又は事業所の 名称及び代表者氏名	印

次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

申込者氏名	
申込者住所	〒 Tel() -
介護福祉士取得後の 介護業務従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)

* 複数の施設及び事業所より証明を受ける場合はコピーし、施設及び事業所ごとに証明書を作成してください。

